

事務連絡
令和2年4月17日

建設業者団体の長 殿

建設企画課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に対する長崎県土木部の対応（工事関係）

令和2年4月16日、内閣総理大臣の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の全都道府県への拡大に伴い、長崎県土木部においては現時点で下記のとおり対応することとしておりますので、お知らせします。

記

1. 事業継続の方針であるが、受注者より、一時中止等の希望の申し出がある場合には、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。
2. 電子入札は通常どおり実施し、対面を伴う入札、見積り合わせは密閉、密集、密接（3つの密）が生じないよう十分配慮し実施する。
3. 打合せ等は、電話・メール・テレビ会議等でも可とする。
4. 対面での打合せ等を行う場合は、密閉、密集、密接（3つの密）が生じないよう十分配慮し対応する。
5. 立会い等については、飛沫防止や、人と人の距離をあげる等、感染拡大防止の対策を行い実施する。
6. 段階確認については、従来、臨場が原則であるが机上での実施も可とする。
7. 検査のうち現場確認が必要なものについては臨場で実施し、書類検査は、電話・メール・テレビ会議等での実施も可とする。
8. コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合に、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置をとる。
9. 特定警戒都道府県からの来訪については、移動による感染拡大のリスクを考慮し、リモートワークの活用などできる限り移動を控えるべきことに留意いただきたい。
10. 長崎県では、4月17日に「離島地域への訪問を控えてください。」とのお願いをしていますが、やむを得ず離島地域に移動する場合は、受注者の責任において対象者の検温等適切な健康管理を行うこと。
11. その他、国土交通省の通知（別紙）に準じる方針である。

以上